

ID: 1286

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	高齢受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の4第4項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 4 世帯主は、高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日 (2) 再交付申請の理由 (3) 被保険者証の記号番号			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日